

静岡県外国人介護人材獲得強化事業実施要領

1 趣旨

この要領は、海外現地での外国人介護人材確保に係る静岡県外国人介護人材獲得強化事業について、「外国人介護人材獲得強化事業実施要領」（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（令和7年2月18日付け社援発0218第3号厚生労働省社会・援護局長通知）別添28-3-1）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

外国人介護人材獲得強化事業に係る費用の一部を補助することにより、県内の介護現場における円滑な就労の促進を図ることを目的とする。

3 補助事業内容

(1) 内容

以下のアからウの取組に必要な経費を補助する。ただし、アの活動のみを実施する場合は、本事業の対象外とする。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動、海外現地での採用・広報活動を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

(2) 補助対象事業者

静岡県内で、外国人介護人材を受け入れる(予定を含む)介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護事業所を運営する法人

(3) 補助対象期間

交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月末日までとする。

4 留意事項

(1) 事例の報告

知事は、本事業を効果的に運営するため及び好事例を横展開するため、補助事業者に対して、実施した事業について情報提供を求めるとともに、効果検証のため実績調査等を行うことができる。

(2) 補助対象外経費

外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は、本事業の対象としない。

(3) 同一の法人等に対する助成

補助事業者が他の都道府県から補助を受ける場合であって、補助の内容が重複する場合は、補助の対象としない。複数の都道府県で介護事業所を運営する法人等が本事業を申請する場合は、按分処理等を行うものとする。

5 その他

この要領の実施に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

この要領は令和7年9月2日に施行し、令和7年4月1日から適用する。